

# 令和5年度 森林環境譲与税の使途に関する事項の公表

京 都 府  
笠 置 町

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、令和5年度の森林環境譲与税の使途に関する事項を公表します。

令和6年12月27日

## 1 活用状況（全体像）＜令和元年度から令和5年度まで＞

区 分	令和元年度～令和4年度	令和5年度	計	令和5年度末時点の活用率	未執行額の活用方針
活用額 (円)	4,510,000	3,320,900	7,830,900	51%	森林経営管理制度の推進を図り、町内放置人工林の間伐を推進する。
譲与額 (円)	11,597,000	3,846,000	15,443,000		

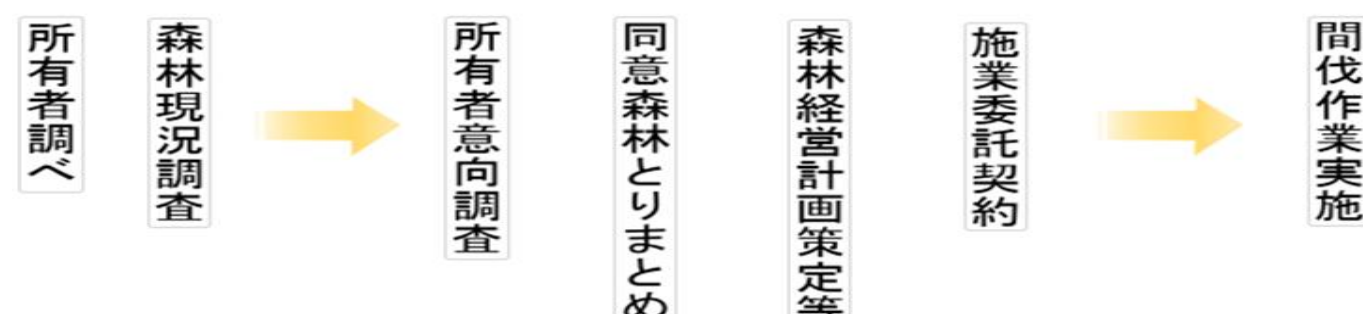
## 2 令和5年度の具体的な活用状況 ※詳細は別紙のとおり

区 分	使 途 ・ 目 的	事業費（円）		事業の成果・効果
		総額	うち 森林環境譲与税	
森林整備	森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の推進	1,109,900	1,109,900	意向調査、現地調査、測量（0.9ha）、集積計画作成（3.02ha）
	その他森林整備事業	2,211,000	2,211,000	放置人工林の間伐（3.02ha）
森林整備の 促進	人材の育成及び確保	0	0	
	森林の有する公益的機能に関する普及啓発	0	0	
	木材利用の促進	0	0	
	その他森林整備の促進に関する事業	0	0	
小計（令和5年度活用額計）＜①＞		3,320,900	3,320,900	
次年度への繰越額＜②＞			0	
基金積立＜③＞			3,846,000	
基金からの取り崩し＜④＞			3,320,900	
合計＜①+②+③-④＞ ※令和5年度の譲与総額と一致			3,846,000	

## 3 今後の実施計画

### ①森林経営管理制度の推進

引き続き森林環境譲与税を活用し、町内の森林経営管理制度の取組を推進する。



### ②町内放置人工林の間伐

森林経営管理集積計画が策定できた箇所について間伐を実施する。  
（下記写真は令和5年度に間伐を実施した北部区の様子。）

